

No.19 快適な生活環境の整備〈公共交通〉 （企画政策課）

令和5年度までにめざす姿

米子市と町の中心部への移動の利便性の向上をめざし、地域全体を見渡した持続可能な公共交通ネットワークを再構築します。

令和3年度にめざした成果

町営バスの一部を再編し、車両を小型シデマンドすることにより利便性、経済性、環境性に配慮した新体系を構築し、交通の空白地域の解消を図ります。

令和3年度にめざした活動

ふれあいバス（あいみ地区エリア、さいはく地区エリア）について再編検討を進め、新体系計画を策定します。令和4年度に南さいはくエリアに生涯活躍の拠点施設が建設されるので、①その拠点を經由する路線、ダイヤの検討、②南部エリアと北部エリアの接続を検討、③天津・東西町エリアにおける町営バスの運行の検討等を含めた「利用促進計画」を作成し、より利用しやすい公共交通を目指します。

令和3年度の成果

町営バス（黄色）について、令和3年度からの公共交通新体系計画を策定し、利便性、経済性、環境性に配慮した内容となりました。

令和3年度の問題

利用者が前年度と比較し、予約方法の変更等により3割から4割減少しており、さらなる利用促進策が必要です。併せて、中長期ビジョンを構築していく必要があります。

令和4年度以降の方策

(1) 達成できた事項をさらに伸ばす方策

役場だけでなく、広く公共交通に関わる方に検討段階で加わっていただき、住民の声を踏まえた利用しやすい交通を考えます。

(2) 解決すべき問題への方策

利用方法の周知やデマンドバスの乗り方等についての利用促進計画を南部町公共交通検討会、公共交通会議にて協議・検討し、利用者増を図っていきます。

(3) 新たに取組む方策

キャッシュレス決済を導入するなど幅広い層に利用しやすい環境を整えるとともに、免許返納しやすいような公共交通の構築にさらに取組みます。

No.20 快適な生活環境の整備〈道路〉 (建設課)

令和5年度までにめざす姿

道路を適正に維持管理し道幅の狭い箇所は部分拡幅を行うなど、人と車の通行の安全性を確保し利便性の向上を図ります。通学路を中心に道路改良事業を実施し道路改良率と舗装率を向上させ、除雪作業を実施し、より円滑な雪道交通の確保をめざします。

令和3年度にめざした成果

- ①道路改良を通学路の安全対策に加えバス路線と連携して進めることで、より効果的に利便性の向上を図ります。
- ②行政要望に係る生活道路の改善については、対象箇所を抽出・検討し事業化につなげます。
- ③除雪機械運転手の育成支援、道路除雪機械等の購入支援により除雪体制の充実を図ります。

令和3年度にめざした活動

- ①通学路の安全対策として、法勝寺鍋倉与一谷線ほか2路線の道路改良を継続して行います。
- ②地域の共同作業による生活道路の改善（2箇所予定）を支援します。
- ③除雪機械運転手を育成するため、運転に必要な資格取得に係る経費を補助します。また、道路除雪機械等の増強に要するバケット装着費に対し補助します。

令和3年度の成果

- ①法勝寺鍋倉与一谷線ほか2路線の道路改良を行い、法勝寺鍋倉与一谷線はR3年度で計画区間全線の改良が完成しました。
- ②生活道路2箇所の改善を地域の共同作業により行いました。
- ③除雪機械運転手は育成支援の希望がありませんでしたが、道路除雪機械等は、補助希望のあったトラクター1台のバケット装着へ補助を行いました。

令和3年度の問題

- ①除雪の効率化につながる局部改良計画（スミ切り、待避所、蓋掛けなど）の策定が必要です。
- ②生活道路の改善は、行政要望の箇所を取り組めるものが多々ありますので、個別での検討・協議が必要になっています。
- ③除雪体制の充実を図るため、新規の除雪業者等を確保する必要があります。

令和4年度以降の方策

(1) 達成できた事項をさらに伸ばす方策

- ①交通安全プログラムにより、引き続き行政要望から対策工事の実施へつなげます。
- ②地域の共同作業による生活道路の改善について、引き続き支援します。
- ③農業法人等のトラクターへのバケット装着を重点的に支援します。

(2) 解決すべき問題への方策

- ①除雪の効率化につながる局部改良が必要な箇所を洗い出すため、除雪業者と合同点検等を行います。
- ②生活道路の改善は、行政要望の箇所を引き続き個別協議して事業化につなげます。
- ③除雪体制の充実は、新規業者の確保が必要ですので、町内業者を重点に支援策を検討します。

(3) 新たに取組む方策

- ①通学路の安全対策を図るため、新規箇所として阿賀東西町線ほか2路線の道路改良を進めます。

No.21 快適な生活環境の整備＜上下水道＞ （建設課）

令和5年度までにめざす姿

災害時にも安定的に水道水を供給できる水道施設の機能向上と老朽施設の更新を進め、汚水処理施設の適正な維持管理と延命化により上下水道施設の充実を図ります。

令和3年度にめざした成果

- ①-a 水道管の老朽により漏水している箇所を計画的に調査し、有収率（注1）の維持を図ります。
- ①-b 上水道のアセットマネジメント（長寿命化計画）や経営戦略により、老朽化した水道施設の更新計画を効果的かつ効率的に進めます。
- ②R2年度に策定した汚水処理のストックマネジメント計画（更新計画）を補完するため、下水道マンホールの点検を行います。
（注1）水道メーターが回り料金徴収の対象となった水量を水道本管へ送り込んだ水量で割った率のこと。低いと漏水等が多いため収益につながりません。全国平均は平成28年度で約93%です。

令和3年度にめざした活動

- ① 上水道の有収率について、漏水調査及び老朽管更新により現状（R2実績87.9%）を維持します。
- ② 汚水処理の汚泥減容率（注2）について、施設を適切に維持管理し現状維持します。
（R2実績）西伯地区2処理場34%、会見浄化センター28%、公共下水処理場28%
汚水処理水の水質指標BOD（注3）について、施設を適切に維持管理し基準値を維持します。
（基準値）公共下水道15mg/ℓ以下、農業集落排水20mg/ℓ以下
（R2実績）公共下水道1.5mg/ℓ、農業集落排水4.1mg/ℓ
（注2）下水処理場から発生する汚泥を微生物等の技術により発生量を抑えた率のことで30%程度が目標とされています。
（注3）水の汚れを微生物が分解する時に使う酸素の量のことで、この量が多いと汚れがひどいということになります。

令和3年度の成果

- ①水道本管の漏水調査による幹線管路の漏水修理、更新計画による老朽管路の更新を実施し、有収率は現状維持となる見込みです。
- ②汚水処理のストックマネジメント計画（更新計画）の補完として、下水道マンホールの点検を行いました。また、適切な維持管理の継続により、汚泥減容率は現状維持、水質指標は基準値以内が見込まれています。

令和3年度の問題

- ①②上下水道の新たな施設整備は、投資と効果の関係上、町のゾーニング計画との連携が必要となっています。

令和4年度以降の方策

(1) 達成できた事項をさらに伸ばす方策

- ①上水道施設は、引き続き漏水調査による幹線管路の修理と、老朽管路の更新工事を計画的に実施し、弱点を減らすことで災害時にも安定的に水道水を供給できる水道施設を目指します。

(2) 解決すべき問題への方策

- ①②上下水道の新たな施設整備は、町のゾーニング計画と連携して取り組みます。

(3) 新たに取組む方策

- ②点検により判明した補修が必要な下水道マンホールの改築に着手します。

No.22 快適な生活環境の整備〈脱炭素〉 （町民生活課）

令和5年度までにめざす姿

環境美化活動への参加を促進し、不法投棄防止対策を推進めます。また、太陽光などの自然エネルギーの確保、ペットボトル、瓶、缶、紙類、布類などの分別収集をさらに進め、資源をリサイクルし、環境に優しい持続可能なまちづくりを目指します。

令和3年度にめざした成果

- ①不法投棄防止周知啓発により、町民の意識向上を目指します。
- ②ごみの再資源化の啓発により、町民の環境意識・リサイクル意欲の向上を目指します。

令和3年度にめざした活動

- ①町内一斉清掃、地域振興協議会による不法投棄パトロールを継続して実施します。
- ②町民へ広報・集落説明会等により再資源化の啓発活動を実施します。また、現在実施している再資源化（軟プラ、布類、小雑紙のRPF※化）を継続します。

※RPF：廃棄物固形燃料。化石燃料に代わる新エネルギーとして利用され、化石燃料と比べ二酸化炭素の排出量を約3分の2に抑えることが出来ます。

令和3年度の成果

- ①町民の不法投棄防止に対する意識向上により、少しずつ不法投棄が減っています。
一斉清掃：年1回
不法投棄防止パトロール：協議会随時
- ②町民の環境意識向上により、リサイクルが増加傾向です。（令和2年度）

令和3年度の問題

- ①不法投棄に対する犯罪意識が低く、安易に捨てている状況もあると考えます。
（人目のつかない山野中への投棄、木材など建築資材の投棄が目立ちます。）
- ②小雑紙の分別の認知が低い状況です。

令和4年度以降の方策

(1) 達成できた事項をさらに伸ばす方策

- ①地域振興協議会との連携を深め、広報などを活用した啓発活動等を積極的に実施します。
- ②ごみの資源化についての広報・集落説明会等で周知を図り、ごみの分別の徹底を図ります。

(2) 解決すべき問題への方策

- ①不法投棄防止の周知を行い、不法投棄は犯罪であることを周知します。
- ②広報等により分別方法の周知、ごみの行先（活用等）の周知をすることで分別の理解を深め意識向上を図ります。

(3) 新たに取組む方策

- ①②持続可能なまちづくり、温暖化防止のため、地域における再エネ導入目標値を定めます。